

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：南大阪湾岸流域下水道 中部水みらいセンター
2系ポンプ棟吐出井ゲート補修工事

本工事は、中部水みらいセンターに設置されている2系ポンプ棟吐出井ゲートについて、雨天時浸入水対策として迅速かつ確実なゲート操作が可能なように電動化を行い、機能向上を図るものです。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものです。

従って、本工事を実施するには、当該ゲートを電動化するための設計、製作技術に関する知見としてスピンドルや減速機の機械的耐力を熟知している必要があるため、他者では実施できないものです。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作を実施した株式会社クボタから補修工事を業務移管されたクボタ環境サービス株式会社大阪営業所以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。